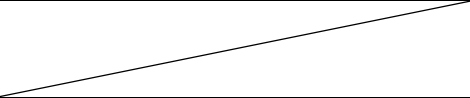
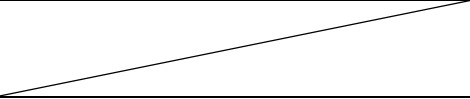


## 制度規則改定のお知らせ

(2017年6月9日付)

認定臨床染色体遺伝子検査師制度規則の改定により、受験および更新において、以下が変更となりました。なお、詳細については制度規則を参照ください。

内容	改定前	改定後による変更事項				
受験者の資格		染色体遺伝子検査に関する業務歴を1年以上有すること				
認定の更新	日本臨床衛生検査技師会または日本染色体遺伝子検査学会会員を継続していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本臨床衛生検査技師会および日本染色体遺伝子検査学会会員を継続していること。 (臨床検査技師資格を有する者は日本臨床衛生検査技師会および日本染色体遺伝子検査学会の両会員であること)</li> <li>・更新期間内に「日臨技生涯教育研修制度」を修了していること。ただし、日本染色体遺伝子検査学会から申請のあった臨床検査技師の国家資格を持たない会員については、日臨技生涯教育研修制度は適用しない。</li> <li>・更新期間内に日臨技会員となった場合、「更新延免申請書」を提出すれば日臨技生涯教育研修制度を終了するために最長5年間猶予される。なお、猶予された期間は認定期間から差し引かれる。</li> </ul>				
審査基準単位		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">著書における著者</td> <td style="text-align: right;">8単位</td> </tr> <tr> <td>著書における共著者</td> <td style="text-align: right;">3単位</td> </tr> </table>	著書における著者	8単位	著書における共著者	3単位
著書における著者	8単位					
著書における共著者	3単位					